

3 労働衛生編（化学物質・粉じん）

作業環境測定を実施していない場合

1. 危険性又は有害性の特定

第2章の「ステップ4」で特定された危険性又は有害性について、リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：化学物質・粉じん／作業環境測定を実施していない場合）（様式3. 81頁）を用いて実施する場合、「1 作業名」欄に作業名を記入し、その作業ごとに特定した危険性又は有害性とそれに起因する発生のおそれのある災害の内容を、「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」欄に記入します。

また、リスクの見積りを行うに当たり、「3 既存の災害防止対策」欄に既存の予防措置を記入します。

2. リスクの見積り

ここで紹介する見積りの手法は、ILO/HSEコントロール・バンディング法を準用したモデルを用いて簡易的にリスクを見積もる方法です。

（1）有害性のレベル分け

リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：化学物質・粉じん／作業環境測定を実施していない場合）の「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、特定された化学物質等又は粉じんについて、該当する有害性のレベルが表3-1又は表3-2のどれに該当するか確認し、そのレベルを「4 リスクの見積り」の「有害性レベル」欄に記入します。

なお、表3-1については、MSDSのデータを用い、GHS等を参考にして有害性のレベルをAからEの5段階に分けています。また、表3-2については、日本産業衛生学会の許容濃度の勧告 2006年度（平成18年5月9日）を参考にして有害性のレベルをaからdの4段階に分けています。